

# 教師のための

To Understand Diversity  
for Teachers

# 多様性理解ハンドブック



奈良教育大学

多様性理解のための教員養成・教職員研修カリキュラムの  
開発に関する調査研究(学長裁量経費プロジェクト)

2019年 3月

# はじめに

## —多様性理解とこれからの教員養成—

このハンドブックは、「多様性理解プロジェクト」(2017年度・2018年度学長裁量経費採択)の取り組みの中から生まれました。「多様性理解プロジェクト」は、教養科目「教師のための多様性理解」を2019年度から実施します。そのため、このハンドブックは、そのガイドとしての性格を持っています。

「多様性(ダイバーシティ)」の理解は、持続可能な社会の基本的な理念を示すものとなってきています。本プロジェクトは、国際的に広がりを見せている「多様性」を、学校教育において確認し、多様性理解から教育を見なおし、多様な背景をもつ児童生徒に対応できる力を育成するための教員養成・現職教員研修カリキュラム作成や教育方法の開発を目的としています。

多様性、人権、そしてそれに関わる教育という観点から、外国にルーツを持つ子どもたちなどの言語的・文化的少数者、性的マイノリティであるLGBTs、民族や宗教、障害、ジェンダーなど多様な背景をもつ児童・生徒・教職員・保護者が安心して共に学び、参画できる場をつくること求められています。そうした点が強調されてきた経過を踏まえ、「多様性」という大きな枠組みの中で、より深く尊重するための基礎として位置づける試みでもあります。

# Contents

はじめに—多様性理解とこれからの教員養成	1
----------------------	---

Q & A で知る！多様性理解と教職や学習に関する大きな枠組み 生田周二	3
--------------------------------------	---

- ・多様性理解と教職との関わりとはどういうことですか？
- ・多様性理解に関わる国連を中心とする動きにはどのようなものがありますか？
- ・多様性理解に関わる日本国内の動きにはどのようなものがありますか？
- ・多様性理解に関わる機関・団体・施設にはどんなところがありますか？
- ・多様性理解を考えたり深めたりするには、大学内を中心にどんな機会がありますか？
- ・多様性や人権に関わる問題をはじめとして、いろいろな問題について個人的に相談したいのですが？

多様性理解や人権に関わる問題とそれを考える教育について	7
-----------------------------	---

## <国際人権条約と憲法に基づく権利の視点>

- |   |      |
|---|------|
| 01：多様な人々が生きやすい社会を築くには<br>— 憲法から多様性と人権を考える — | 今 正秀 |
| 02：多様性理解とシティズンシップ教育                         | 橋崎頼子 |

## <言語・文化の多様性と教育の視点>

- |   |       |
|---|-------|
| 03：小学校外国語活動・外国語と多様性理解                     | 前田康二  |
| 04：外国とのつながりをもつ子ども達と教育<br>— 見えにくい差異に注目して — | 渋谷真樹  |
| 05：日本語指導が必要な子ども達とことば                      | 和泉元千春 |
| 06：言語的・文化的多様性への取組                         | 吉村雅仁  |

## <ジェンダーとセクシュアリティの視点>

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 07：多様性理解の取り組み—家庭科教育の事例から—         | 河崎智恵 |
| 08：セクシュアリティ・性の多様性—人権として考える—       | 今 正秀 |
| 09：SOGIハラスメントのない社会を目指して—学校にできること— | 金井景子 |

## <障害のある人の権利の視点>

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 10：障害のある人とインクルーシブな社会 | 越野和之 |
|----------------------|------|

資料： 多様性理解・人権教育のあゆみ—略年表—	52
-------------------------	----

おわりに	54
------	----

### Q.1 多様性理解と教職との関わりとはどのようなことですか？

持続可能な開発目標(SDGs)の実現をめざす国際的動向を受け、多様性の理解とそれを包摂(インクルージョン)する社会の構築について理解が重要となります。そのため、市民性教育、人権教育、言語教育、特別支援教育、ジェンダー研究などの中で、学校教育がより広い視野を持つ必要があり、多様なアイデンティティを含み込んだ教員養成の構築も課題となってきます。

プロジェクトに先だって、海外の教育大学の視察も行いました。2016年12月に訪問したドイツのフライブルク教育大学では、五つの特徴が見られました。

#### 1 教員が身に付けるべき資質能力目標に多様性に関わる項目が明記されている点です。

- 専門的能力として、「多様性のある学習グループにおける授業についての基礎的知識」、「小学校児童の人間としての、社会文化環境としての、生活環境としての学習条件についての理解」
- 実践的能力として、「幼稚園から小学校、小学校から上級学校への移行の理論的省察、関連機関や職員との協力」
- 社会的・横断的能力として、「チームでの活動とその制御能力」、「文化的、社会的、性に関連する、個人的な多様性の理解と省察」

教職の専門的能力として、また教科の専門的能力として、社会的な背景、発達における課題を持つ個人への配慮、洞察が求められるとともに、より広い観点からの自己管理能力、教科や学校の位置づけについての理解が求められています。

#### 2 教育実習ハンドブックの中に、「ジェンダー：省察用質問」の項目があります。ジェンダーについて考えるヒントとして次の点が記載されています。

- 授業における相互作用(会話、やりとりなど)の側面
  1. どんな相互作用が少年間ならびに少女間で、そして両性のグループ間で観察できるか？
  2. 教師と児童との相互作用において何が観察できるか？ ⇒例：教師は児童とどのように話しているか？
  3. 教師の側に、ジェンダーにとらわれている点が観察できるか？
- 教授法的・方法的側面
  4. 教材は、子ども・若者の多様なアイデンティティの可能性を含み込んで構成されているか？
  5. ステレオタイプ的な性役割像を有していないか？
  6. 行っている授業方法は、学習内容の獲得において児童個人々のアクセス方法を認めているか？
- 自己省察の側面
  7. どんな状況において、そして教師としての自己の役割において、「ジェンダー的な行為」の過程(“doing gender”Process)が見られるか？
  8. 学校において、自分にとって、男であること、女であることは何を意味するのか

#### 3 2点目と関連して、教育実習センター作成の「診断シート」の様式に基づいて、実習校と大学側の担当教員によって成績証明がされますが、その「診断シート」の「教授活動、授業実施、方法の活用」において「生徒の肉体的・社会文化的条件の配慮：特に重要な点……ジェンダーの側面、移民の背景など」の項目があります。この点は、獲得すべき資質能力目標や先のハンドブックにもある多様性への配慮の一環であるともいえます。

#### 4 大学の仕組みとして、大学教員向けの男女同権委員、ならびに事務職員向けの機会平等委員の任命、男女同権オフィスの設置による複数の職員の配置など体制の整備が行われています。施設としても、子どもの世話もできる「親子の部屋」が2015年度冬学期に1室設置され、またほぼすべての講義棟におしめ交換などのための場が設置されるようになったのも興味深いところです。

多様性への対応の一環として、大学認証「第二言語としてのドイツ語」が、2016年4月1日から始まっている点です。教員などへの研修や継続教育として、1年間30単位の展開で、40名の定員で実施しています。この背景には、教育大学のあるバーデン・ヴュルテンベルク州が20万人の難民受け入れを行い、そのためにも言語教育を展開する必要性とも関連しています。

奈良教育大学においても、以上の資質能力目標、教育実習の観点、制度・施設面の拡充、特別プログラムの展開について、多様性の観点からさらに意識的に取り組むことが求められます。

## Q.2 多様性理解に関わる国連を中心とする動きには、どのようなものがありますか？

第二次世界大戦後、戦争の惨禍の反省の上に、4つの自由(言論の自由、信仰の自由、恐怖からの自由、欠乏からの自由)を踏まえた世界人権宣言が1948年国連で採択されました。それ以降、1966年の国際人権規約(社会権規約と自由権規約、死刑の禁止や個人通報制度などの選択議定書)として条約化(日本1979年批准)されるとともに、下記のように多様な領域での展開がみられます。

●平和と軍縮問題への対応	国連難民高等弁務官の設置(1950年) 難民の地位に関する条約(1951年) / 国際平和年(1985年)
●人種主義への対応	人種差別撤廃条約(1965年)
●性差別への対応	女子差別撤廃条約(1979年)
●子ども・先住民・障害者の権利の自覚化	国際障害者年(1981年) / 子どもの権利条約(1989年) 障害者権利条約(2006年)
●南北問題・環境問題への対応	国発展の権利に関する宣言(1986年)、 国連持続可能な発展の教育の10年(2005～2014年) 国連生物多様性に関する10年(2011～2020年)、 国連家族農業の10年(2019～2028年)
●学習権の拡大	学習権宣言(1985年) 国連人権高等弁務官設置(1993年) 国連人権教育の10年(1995～2004年) / 国連識字の10年(2003～2012年)

・「人種、性的指向、性別自認に関する決議」(国連人権理事会 2011年)  
・「同性愛嫌悪によるいじめと万人のための教育に関するリオ宣言」(ユネスコ 2011年)  
・先住民の権利宣言(2007年)

また、2000年代に入り、2000年9月に国連ミレニアム・サミットが開催され、国連ミレニアム宣言が出されました。平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンスなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示したものです。2015年までに達成すべき目標として、次の項目からなるミレニアム開発目標が設定されました。

目標の多くは子どもの健康に直接関わっています。目標を達成することにより、多くの子どもたちの生活を改善することが期待されます。さらに、2015年9月の国連総会で「持続可能な開発目標」(2016～2030年)(Sustainable Development Goals(SDGs))が合意されました。この合意により、貧困を終わらせ、すべての人が平等な機会を与えられ、地球環境を壊さずに、より良い生活を送ることができる世界を目指して、世界中が努力することが約束されました。次の17項目となっています。

### <持続可能な開発目標(2016～2030年) (Sustainable Development Goals(SDGs))>

#### <ミレニアム開発目標 (2000年)>

1. 極度の貧困と飢餓の撲滅
2. 普遍的初等教育の達成
3. ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
4. 乳幼児死亡率の削減
5. 妊産婦の健康改善
6. HIV/エイズ、マラリアその他の疾病の蔓延防止
7. 環境の持続可能性の確保
8. 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に保健と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさを守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナーシップで目標を達成しよう

## Q.3

# 多様性理解に関わる日本政府の動きには、 どのようなものがありますか？

上述の国際条約の批准などを通じて、次のような特徴がみられます。

### 日本の国際人権規約の受け入れ

- 1 1979年に日本政府は国際人権規約を批准し、また1981年には難民条約に加入します。これを通じて、国際人権規約社会権規約第9条(社会保障についての権利)「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。」ならびに、難民条約「自国民に与える待遇と同一の待遇を与える」(自国民待遇)第23条(公的扶助)、第24条(労働法制及び社会保障)に関わって、社会保障制度における国籍要件を撤廃し、外国籍の人も対象となりました。例えば、次のような項目です：公営住宅への入居(1979年)、国民年金への加入(1982年)、国民健康保険への加入(1986年)。
- 2 1979年批准したのですが、以下の点については国内法との関係により留保しました。
  - 高校・大学教育の無償(A規約第13条2(b)及び(c))
  - 労働者への休日の報酬の支払い(A規約第7条(d))
  - ストライキ権の保障(A規約第8条1(d))
  - 選択議定書……第1(個人通報制度)・第2ともに批准していない  
理由：第2選択議定書がB規約第6条に基づき、死刑廃止を定めている。

なお、高校・大学教育の無償については、2012年9月に留保を撤回しています。これは、とりわけ大学進学に伴って、下記のような問題が噴出してきた状況に対応を迫られてきたことと関連しています。

- 高等教育の高授業料、有利子奨学金をめぐる課題
  - ・ 多額の借金による負担……卒業時月額10万円×4年間＝480万円×利子 → 650万円
  - ・ 困難を抱える子ども・若者の高等教育へのアクセスの難しさ
  - ・ 日常的にバイトに時間を取られる現実
  - ・ 本来の学業、サークル活動、自治的活動などの阻害
- 児童養護施設で暮らす子ども(約3万人)の大学進学率の低さ：13%
- 被災地の子ども・若者の不安

### 女子差別撤廃条約(1979年国連採択)

- 1 (父系優先血統主義だった日本の国籍法  
父母両系血統主義に改めたこと、婚姻による国籍の取得などの条件が男女平等になったことなど、国籍をめぐる男女格差が解消されました(1985年)。
- 2 学校教育における中学・高校の家庭科男女共修の実現  
1993年に中学、1994年から高校中学校では1958年に改訂された「技術・家庭科」で、男子は電気・機械などの科目、女子は被服・食物などの家庭科を学ぶという、男女別の教科となっていました。改訂されました。
- 3 雇用機会均等法「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(1986年)の成立  
また、労働基準法の改正が次のように行われました。
  - 労働者の募集・採用・配置・昇進についての男女差別の解消を企業の努力義務とする(7・8条)。
  - 教育訓練・福利厚生それぞれ一部、さらに定年・退職・解雇についての差別的取扱いを禁止する(9～11条)。

### 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年法律第147号)第2条 及び「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年3月閣議決定)

1990年の出入国管理法の改正に伴い、ブラジルやペルーなどからの日系人が「定住者」としての在留資格で日本国内で働くことができるようになりました。その前年の1989年には、子どもの権利条約が採択され、子どもの権利の擁護と子どもの参りに取り組むことが求められました。

こうした冷戦構造の崩壊に伴う、日本を取り巻くグローバル化の進展や民族対立をも含み込んだ大きな変動の中で、多様化についてより意識的になってきたといえます。こうした状況の中で、人権尊重を踏まえた共生のあり方が重視され、国連人権教育の10年(1995年～2004年)が展開されます。その流れを受けて、日本においてはそれまで取り組まれてきた同和教育から人権教育へと転換します。

「人権教育・啓発推進法」は、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、人権教育のテーマとして、下記を例示しています。

- 女性：性差別、ジェンダーの問題などを含む
- 子ども：いじめ、学力保障、虐待、体罰などの問題、子どもの権利を含む。
- 高齢者：社会福祉の問題などを含む。
- 障害者(身体障害者・知的障害者)：社会福祉の問題などを含む。
- 同和問題：部落差別、えせ同和行為の問題などを含む。
- アイヌの人々：日本の民族問題も参照。
- 外国人：在日外国人の問題、定住外国人の問題を含む。
- HIV感染者・ハンセン病患者等：その他の医療事故に伴う患者の問題を含む。
- 刑を終えて出所した人、犯罪被害者等：前科、冤罪の項目とも関連。

こうした広がりを持った取り組みの中で、人権に関する知識理解やスキルの獲得、人権を擁護する態度や価値観の形成などが目指されることとなりました。多様性理解のあり方もこうした動向と関連づけてとらえる必要があります。

## 経済のグローバル化、子どもの貧困、子ども・若者支援の関連

1990年代のグローバル化の進行と日本経済の減速の中で、日本型雇用慣行(終身雇用、年功序列型賃金)が崩れます。企業の経営合理化のための人件費の削減、派遣労働の規制緩和などの新自由主義的経済政策により、雇用の流動化と非正規雇用労働者の増加という事態が現出し、就労をめぐる問題が大きくクローズアップされるようになりました。ニート、フリーターに代表される就労の不安定化は、80年代に顕著になった不登校問題とも連動して、「ひきこもり」の顕在化という形で90年代後半以降に問題化します。こうした若者の就学・就労をめぐる不安は非婚化を進め、女性の就労に伴う困難、保育環境の厳しさなどのため、さらなる出生率の低下につながっています。若年雇用問題と非婚化が、若者の「成人期への移行」問題として社会的な関心を高めることとなります。

また、上記と連動して、子どもの貧困に関わって、2012年に子どもの16.3%、6人に1人が貧困ライン以下の生活を強いられている現状が明らかになり大きな衝撃が広がりました。「子どもの貧困対策に関する大綱」(2014年8月閣議決定)、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(2015年施行)などにおいて、教育への支援、生活への支援、保護者の就労への支援などの対応が進みます。

こうした中で、「子ども・若者支援」という言葉が使われるようになります。その背景には、上述の通り、とりわけ2000年以降の子ども・若者を取り巻く状況の変化があります。

たとえば、「子供・若者育成支援推進大綱」(2016年、子ども・若者育成支援推進本部決定)において指摘されているのは、次のような問題状況です。

- 家庭：ひとり親世帯の増加、子どもの貧困、児童虐待など
- 地域社会：近所づきあいの減少、子ども会加入率の減少、地域の見守り機能への期待
- 情報通信環境：SNSを介したいじめ、違法・有害情報の拡散、情報モラル教育の必要性
- 雇用：グローバル化・情報化等による経済社会構造の変化、非正規雇用の増に伴う不安定化、所得減

その上で、とりわけ困難を有する子ども・若者について、「貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっている」ことを踏まえた取り組みを展開しようとしています。

具体的に、子ども・若者支援に向けての施策として、特に若者雇用問題への包括的な支援策では、2003年から「若者自立・挑戦プラン」が展開し、具体的には特にフリーターの就労を支援する「ジョブ・カフェ」(2004年、就職セミナー、企業等での短期体験プログラム、職業相談などを提供)が各都道府県に設置されます。また、「地域若者サポートステーション」(2006年、略称サポステ：学校から社会への移行に困難を抱える若者を対象に就業につながる支援を提供)の開設などにより就労支援が行われます。2010年には「子ども・若者育成支援推進法」、それを具体化した「子ども・若者ビジョン」により、より包括的に若者の自立を支援する社会システムの確立が目指されています。

また、こうした展開とも関連しながら、学校教育ではキャリア教育が展開されており、2011年に中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が出され、児童・生徒の「社会的・職業的自立」に向けた教育活動の展開が行われています。

## Q.4

### 多様性理解に関わる機関・団体・施設には どんなところがありますか？

学会、国際NGO、地域組織など多様な組織が存在します。

●学会	異文化間教育学会、国際理解教育学会、日本ESD学会など
●国際NGO	アムネスティ・インターナショナル、プランインターナショナル、ワールド・ビジョン、セーブ・ザ・チルドレンなど
●地域施設・組織	ヒューライツ大阪(一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター) 大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター) 奈良NPOセンター、奈良県外国人教育研究会、市民ひろば なら小草、 いこま国際交流協会など
●夜間中学・自主夜中	全国夜間中学校研究会、近畿夜間中学連絡協議会、 奈良県内の公立夜間中学 (奈良市立春日中学校、天理市立北中学校、橿原市立畝傍中学校の夜間学級) 奈良県内の自主夜中(西和自主夜中、宇陀自主夜中、大淀自主夜中)

## Q.5

### 多様性理解を考えたり深めたりするには、 大学内を中心にどんな機会がありますか？

多様性理解や人権を考える際に、その法的側面、それが大きな課題として問題化するに至る歴史的側面や社会的側面、学校教育や社会教育で取り組む際の教育的側面などがあります。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、医療問題、言論・出版・表現活動など、分野としても多様化し、問題点や対応のあり方もさまざまです。したがって、みなさんの問題意識や関心領域ごとに、多様性理解や人権という視点を取り入れていくことが重要といえます。

また、本学は、「ユネスコスクール(ユネスコ協同学校プロジェクトネットワーク「UNESCO Associated Schools Project Network: ASPnet」)」に加盟しています。ユネスコスクールの活動内容は次の通りです。

- ASPnet を活用して、世界中の学校と生徒間・教師間で`交流し、情報や体験を分かち合う。
- 地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指す。

その活動の一環として、授業の内容が、ユネスコスクールの研究テーマやユネスコの設置目的、活動内容に合致すると授業担当者自身で判断するものを、「ユネスコスクール推奨授業科目」として制定しています。その科目のバリエーションは、下記の通りで、URL(<http://www.nara-edu.ac.jp/files/recommended-course.pdf>)で具体的な科目名を見ることができます。

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 地球規模の問題に対する国際システムの理解 | 2. 人権、民主主義の理解と促進   |
| 3. 異文化理解                | 4. 環境教育            |
| 5. ESD(持続可能な開発のための教育)   | 6. 世界遺産や地域の文化・自然遺産 |
| 7. 防災・減災教育              |                    |

これらに限らず多くの授業科目で、多様性理解の観点を学ぶことが可能です。

## Q.6

### 多様性や人権に関わる問題をはじめとして、 いろいろな問題について個人的に相談したいのですが？

多様性理解や人権に関する専門的な相談は、国際交流留学センター(<http://cies.nara-edu.ac.jp>)、次世代教員養成センターのESD・教材開発領域や学校・地域教育支援領域([https://jisedai.nara-edu.ac.jp/open/netcommons/htdocs/?page\\_id=307](https://jisedai.nara-edu.ac.jp/open/netcommons/htdocs/?page_id=307))、特別支援教育研究センター(<http://cp-support2.nara-edu.ac.jp/hp/>)などに問い合わせせてみて下さい。

学生相談窓口として、学生生活上の諸問題の相談に応じるため、保健センターのカウンセリング窓口(<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HOKENKANRI/homepage1.htm>)を設けるとともに、学生支援課でも問い合わせることができます。相談内容は、すべて秘密を厳守し、プライバシー・個人の秘密は固く守られます。

本学では、特にハラスメント(セクシュアル、アカデミック、パワー、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)について、「奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(ガイドライン)及び「規則」に基づき、相談窓口(<http://www.nara-edu.ac.jp/teachers/harassment.html>)が設置されています。相談窓口では、秘密の保持やプライバシーに配慮しつつ、相談者から事実関係や悩みを聞き、受けた行為がハラスメントにあたるかどうかの判断及び今後の方法(調停、苦情申し立て)について相談者が自分で意思決定することを助けます。また、必要な場合カウンセリングの手配を行います。詳しくは、ハラスメント防止リーフレットを参照して下さい。

また、このほかにも学内には就職相談やボランティア相談などがあり、場合によっては学外の相談機関の紹介も行っています。詳しくは、学生支援課に問い合わせせてみて下さい。



## 保健センター

学生相談窓口として、学生生活上の諸問題の相談に応じるため、保健センターのカウンセリング窓口(<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HOKENKANRI/homepage1.htm>)を設けるとともに、学生支援課でも問い合わせることができます。相談内容は、すべて秘密を厳守し、プライバシー・個人の秘密は固く守られます。

## ハラスメント相談

本学では、ハラスメント(セクシュアル、アカデミック、パワー、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)について、「奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(ガイドライン)及び「規則」に基づき、相談窓口となる相談員(<http://www.nara-edu.ac.jp/teachers/harassment.html>)が12名程度配置されています。相談員は、秘密の保持やプライバシーに配慮しつつ、相談者から事実関係や悩みを親身に聞き、受けた行為がハラスメントにあたるかどうかの判断及び今後の方法(調停、苦情申し立て)について相談者が自分で意思決定することを助けます。また、必要な場合カウンセリングの手配を行います。詳しくは、「奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/JINJI/18-023-281117.pdf>)、あるいは学生支援課窓口に置かれているハラスメント防止リーフレットを参照して下さい。

## 障害を有する学生の支援室

本奈良教育大学では、平成28年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2013年)に基づき、「国立大学法人奈良教育大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定するとともに、「障害を有する学生の支援室」を設置しています。この支援室は、障害を有する本学学生及び障害を有する本学入学志願者から、社会的障壁の除去を必要としている意思の表明があった場合において、除去すべき社会的障壁について、合理的な配慮などを行うための企画・立案及び執行を行います。相談窓口は、学生支援課厚生担当(TEL:0742-27-9131、e-mail: [gakushien@nara-edu.ac.jp](mailto:gakushien@nara-edu.ac.jp))です。

また、このほかにも学内には就職相談やボランティア相談などがあり、場合によっては学外の相談機関の紹介も行っています。詳しくは、学生支援課に問い合わせせてみて下さい。